

## 市民合意なき庁舎移転は 市民主権に反する

市民サイド **釜我 健二**

問＝市長は庁舎の泉町への移転を表明したが、地元市民は怒っている。市民合意も庁内合意もない庁舎移転は市民主権に反するやり方だ。

市長＝今後できる限り説明、意見聴取は行う。

～後期高齢者医療制度の改善の進展は～

問＝後期高齢者医療制度に対する本市議会の「意見書」はその後、どう反映されているか。

担当部長＝①保険料について、国は一定の緩和策を出し、広域も算定項目を外し、ある程度抑えた。しかし本市の状況としては、少なからず影響は出ると想定している。今後、国・都に働きかけを続ける必要がある。②調整交付金については今後ともやっていく必要がある。③特定健診と同等の後期高齢者健診実施に対する財政支援については、国は一定予算化し、都は予算化されていない。広域として要望を出している。

問＝新制度は際限ない医療費負担増への道だ。

担当部長＝仕組みとしてその認識はある。

～安全な給食用洗剤への改善は～

問＝小学校、中学校の給食用洗剤改善の進展は。

教育部長＝小学校は界面活性剤を不使用にした。中学校は業者と協議中だが、困難な状況だ。

問＝北町の交通不便解消はいつ実現するのか。

建設部長＝来年度「地域公共交通会議」を設置し、その中で、市としても検討してゆく。

## 特定行政庁（建築確認事務） について

民主市民クラブ **星 文明**

星) この一年、特定行政庁の移管を受けるために、何を準備してきたのか。

市長) 平成20年4月1日の開設に向けて、関係機関との協議、庁内的な整備等、そういったものを行ってきた。

星) 本来なら今年から業務を開始する筈だった。1年延期したにも関わらず、何故、遅れているのか。責任を明らかにせよ。

市長) 財政の問題、人員の配置の問題等、庁内論議をしてきた。責任ということなら市長だ。

星) 特定行政庁の移管でメインの政策であった「狹隘道路の拡幅」と「国分寺の特性を活かしたまちづくり」、いわゆる「国分寺崖線」の開発に関しての「斜面地の規制条例」が提案されていない。何故か。

市長) 斜面地マンションについての規制が必要と考えている。次の機会に提案したい。

星) 都から特定行政庁の移管を受ける場合、訴訟も受けることになるが、現在訴訟はあるのか。

部長) 都からの事務引き継ぎの過程で、最近、訴訟についての報告を受けた。11月5日だ。

星) 市長は承知しているのか。

市長) 承知しておりません。

星) 1億円もの経費を使ってやる仕事の認識ではない。緩み放した。

## 財源計画の裏づけのない 大型事業連発だ

無会派 **甲斐よしと**

市長は突如5月に新庁舎建設を表明し、先日、学園跡地の用地買収して移設を表明したが、今日まで裏づけとなる財源の財政計画を何度求めても出せない異常事態だ。市長は国分寺駅北口再開発、3・4・6号線(日立中研通り)西武国分寺線立体交差に約30億、庁舎移設、都の業務で市に義務のない建築確認業務の獲得(年1億の経常経費)等の大型事業を同時並行で進める一方、市民生活に関わる経費を削減し、かつ今後望まれる少子高齢施策の財源確保をかえりみない無謀な市政運営だ。過去、市長がホール建設を表明した時も、ホールよりも杉並区のように例えば、学童防犯ブザー等々が市民の日常の安心安全施策が優先と申し上げてきた。また、市長は川合議員への答弁で3・4・6号線西武多摩湖線だけ立体交差計画を暫定平面化で30億を1億に削減したと自賛したが、全くの偽りだ。なぜなら市長の長計では10年経ずして再度立体交差30億が始まると矛盾を私が明らかにしたにも関わらず、矛盾にも財政計画の未構築にも「市が抱える課題は多く、議員指摘の少子高齢施策も大事だが、再開発、立体交差事業も今後の国分寺を考えると苦しくとも進めなければならない事業」との答弁。私は限りある財源でそんな運営は市民へのしわ寄せを産み、認め難いと申した。

## 予算や組織編成では 改革の意思を明確にせよ

無会派 **木村 徳**

木村) 20年度予算編成方針で枠配分予算に関し、毎年2億3千万円の削減と言いながら、来年度予算では庁舎問題と提案型共同事業を例外とした。なし崩しで形骸化の恐れがある。

部長) 庁舎については緊急対応的な問題であった。提案型共同事業については、3年間の試行の上、実態を踏まえて今後の検討をする。

木村) 予算編成方針に「市税の徴収率向上」とあるが、職員で滞納者はいるのではないのか。

部長) 職員の管理として、調べていない。

木村) 新年度のこども福祉部の設置は評価するが、組織は全体として考えていくべきであり、増えすぎている他の部長職を減らすべきだ。

市長) 新年度の組織の考え方をまだ整理しておらず、まだ言えない。時間の猶予が欲しい。

木村) そうであれば、今回提案の組織条例改正案は、市長は提案すべきでなかった。

木村) 違法駐輪は日中は減っているが、撤去が17時前までで夜間は対応がされておらず、ひどい状況だ。民間活用で夜間対応もすべきだ。

部長) 財政とも協議をして取り組んでいく。

木村) 路上における違法看板・陳列も中には確信犯の悪質なものが見受けられるが対応は。

部長) 再三警告しても続くようなものに対しては、警察とも協議して取締りを行っていく。

## 自治基本条例(案)の議会条項

### 1. 議会の設置

① 市民の信託に基づき、市民の代表機関として、議会を設置します。

### 2. 議会の責務

① 議会は、この条例の基本理念に基づいて、効率的かつ効果的な議会運営に努め、市民の信託に応えなければなりません。

② 議会は、議員によって構成された意思決定機関であり、その権限を行使し、行政機関の監視、政策の提案、決定などを行わなければなりません。

### 3. 議会の情報公開

① 議会は、その保有する情報を市民に迅速かつ適切に提供するなど、情報公開を総合的に推進し、開かれた議会運営に努めるとともに、個人情報保護を確保しなければなりません。

ばなりません。

② 議会は、わかりやすい議会運営をすすめるとともに、できる限り意思決定過程を明らかにすることに努めなければなりません。

### 4. 議員の責務

① 議員は、市民の代表者として、誠実に職務を遂行しなければなりません。

② 議員は、審議能力、立法能力を高めるための研鑽に努めなければなりません。

※ この議会条項は、市民の意見を踏まえ、最終的には市長提案と一体化していく方針です。

※ 昨年の10月15日号(No.181)の市議会だよりやホームページを参照の他、議会事務局にある逐条解説を参考にしてください。

### 次の定例会開催予定

議会はどなたでも傍聴できます。

平成20年第1回定例会(2・3月開会)は、2月22日(金)から開会の予定です。

※ 本会議は市役所本庁舎3階議場で、委員会は同委員会室で、午前9時30分から開始予定です。 議事担当(内468)

### 請願・陳情の提出について

請願・陳情はどなたでも提出できます。

平成20年第1回定例会(2・3月開会)からの審査を希望する方は2月4日(月)までに提出してください。

※ ご不明な点は、事前にお問い合わせください。 調査担当(内581)